

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月23日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730087

研究課題名（和文） 民事紛争処理におけるゲーム・ケア・アーキテクチャ

研究課題名（英文） Game, Care, Architecture in Dispute Resolution

研究代表者

上田 竹志 (UEDA TAKESHI)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：80452803

研究成果の概要（和文）：

民事紛争処理における責任分配原理として、ゲーム・ケア・アーキテクチャの三概念を分析した結果、行為時／評価時を通じて責任分配が変わらない自己責任概念の他に、行為時／評価時の責任分配が不均衡となる応答責任、管理責任等の責任分配原理を析出し、民事紛争処理における責任分配コミュニケーションが豊穡化し得る可能性を指摘した。

研究成果の概要（英文）：

Three concepts, "Game", "Care", and "Architecture" were analyzed as a responsibility distribution principle in (civil) dispute resolution.

As the result, besides The self-responsibility concept which is lead from the "Game" concept and does not change responsibility distribution through time, two other responsibility distribution principles, the "response-responsibility" which is lead from the "Care" concept and the "executive-responsibility" which is lead from the "Architecture" concept, was found and was understood that they become out of balance through time responsibility distributing.

Finally, A possibility that communication of the responsibility distribution in (civil) dispute resolution can be fertiler than it is with those consepts was pointed out.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：ケア・アーキテクチャ・民事紛争処理、責任分配

## 1. 研究開始当初の背景

近年、民事紛争処理の分野では、紛争管理・ナラティブアプローチ・リーガルカウンセリング等、複数の魅力的なアプローチが提

唱されている。これらのアプローチの一部は、すでに法律相談等のシーンにも援用がなされており、今後の高い展開可能性が窺われる。ただし、一般にはこれらの技法はむしろ、法

的紛争処理にとどまらない柔軟な紛争解決を志向するADR（裁判外紛争処理）論と結びつけて論じられることが多いように思われる。そして、伝統的に紛争処理制度の中核と捉えられてきた民事訴訟制度の本体では、あくまで当事者の権利義務の確定・実現をその目的とする見解が有力である。その結果、申請者が散見する限り、前記訴訟制度目的を相対化する一部の学説を除けば、先に挙げた新しい紛争処理のための諸アプローチが、本格的に訴訟制度理論等に援用されることは少ない。

なお、上述の新しい傾向と並び、これまでの社会紛争処理の文脈では、一定の紛争類型につき、定型的処理（例えば、交通事故紛争処理）、あるいは事前規制（例えば、消費者紛争問題）によるトラブルの抑制などの紛争処理・紛争統制が、一つの主要な方法として行われてきた経緯がある。

これらを、個々の紛争領域に応じたアドホックな対処方法と見るのではなく、理論的に一貫した観点から、紛争処理のあり方を考察する、特に、民事紛争処理制度の中核である民事訴訟制度が予定しているそれとの相互関係において整理・分析する必要がある。

## 2. 研究の目的

そこで私は、近年急速な発展を遂げている、ケア理論およびアーキテクチャ理論を参照しつつ、上記三幅対の関係を理論的に考察することを試みた。ケア理論は、Carol Gilligan “In a Different Voice” (1982)で「正義の倫理(ethics of justice)」と「ケアの倫理(ethics of care)」とを対比させて以降、広範な学問分野へ展開された大きな思想運動となっている。また、アーキテクチャ理論は、Lawrence Lessig “Code and Other Laws of Cyberspace” (2000)で展開された議論であるが、現在、権力論等の広範な議論で援用されるに至っている。これら理論の核心を適切に把握して、議論の拡散を防ぎつつ、第二の態度につきケア理論、第三の態度につきアーキテクチャ理論を援用することにより、各々の内在的問題や相互の関連につき、有益な知見を得られる。また、法的紛争処理については、これを一種の合理的なゲームと捉えることによって抽象化し、必要に応じて適宜、ゲーム理論等の援用を行った。

これにより、紛争処理における三つの態度は、「ゲーム」「ケア」「アーキテクチャ」という三つのモデルで捉えることができる。そして、この三モデルを理論的に突き合わせ、その相互関係を基礎理論的な水準で探究することができる。特に、元来、民事紛争処理の中核的の制度とされた民事裁判制度にとって、ケア的、アーキテクチャ的なアプローチが、どのような意味を持つのかに着

目しつつ、現代における紛争処理のあり方、そして紛争処理やその制度構築を担う法実務家・法理論家のあり方について、探究を試みることにした。

## 3. 研究の方法

ケア理論の分析に関しては、Milton Mayeroff “On Caring” (1972), Carol Gilligan “In a Different Voice” (1982), Nel Noddings “Caring” (1984)の三冊を基本的なテキストとして読解し、その他、医療・看護・介護・教育等の分野で著された複数のテキストを概観しつつ、ケア概念の本質を析出することを試みた。その際、ケア理論は概ねケアを論者にとって良いものと措定し、その良さの本質に迫るというアイデア論的な論調に至りやすいため、そのままでは社会制度構築のための言説として必ずしも適切でない。そこで、本研究では「ケアとは何か」という本質主義的なアプローチを回避し、ケアの抽象的・形式的特質に着目して、社会的コミュニケーションの一種としてのケアを分析し、紛争処理との関連を探った。

アーキテクチャ概念の分析に関しては、Lawrence Lessig, “CODE and Other Laws of Cyberspace” (2000)を基本テキストとしつつも、特にわが国において近時展開されたアーキテクチャ論を複数読解し、社会設計の分野におけるアーキテクチャ概念の本質を析出するよう試みた。アーキテクチャ概念についても、議論は環境管理による社会操作の是非という価値関係的な議論に傾きやすいため、本研究ではそのような議論を回避し、アーキテクチャ概念がもたらす社会的コミュニケーションの形式に着目することにした。

最後に、従来の自己責任分配としてのゲーム型紛争処理との対比で、ケア・アーキテクチャ概念がもたらす社会的コミュニケーションの可能性を探究した。

## 4. 研究成果

研究の進展に伴い、ケア理論にせよ、アーキテクチャ概念をめぐる諸議論にせよ、そこでは論者の実体的価値観が表面化することが多いため、議論はいきおい神々の争いに転じやすく、したがって、その議論内容を直接に民事紛争処理論へ流入させることは不適切と考えるに至った。そこで、ケアおよびアーキテクチャ概念が示唆する、社会的責任分配の多様なあり方に着目し、社会の多様な責任帰属コミュニケーションと、民事訴訟制度を中核とする民事紛争処理制度における自己責任原則の貫徹・精緻化の間に見える齟齬と、民事紛争処理における責任分配コミュニケーションの豊穡化の可能性を探究することとした。その際、もしもケア理論やアーキテクチャ概念が提示する責任分配の形式が、

従来のゲーム的な自己責任、すなわち、行為者にとって実現不能なまでに重い責任を負わされることはなく、また行為時に課される責任とその評価時に参酌される責任のあり方が変質しない、そのような責任分配のあり方と変わらないものであれば、それは自己責任の語用で語れば足り、あえてケア理論・アーキテクチャ概念を援用する必要はないと考えた。したがって本研究では、ケア・アーキテクチャが自己責任と異なる特異な責任分配を行う可能性に、特に着目することとした。

その結果、以下の知見が明らかになった。

### (1) ケア理論と「応答責任」

ケア理論においては、ケアする者がケアされる者の持つ意味の文脈（コンテキスト・ストーリー等）を尊重すること（たとえば、ケアされる者の人生が紡いだストーリーを回顧的にたどり直し、ケアされる者の基本的価値観を承認するなど）が、多くの論者に共通する最も基本的な特質と考えられる。このことは、私がかつて手続規範の動態性研究をするにあたり、紛争当事者の基本的な価値観やその表象をめぐる紛争が、自己のコンテキストの変化を伴う時間相関的なプロセスを経なければ解決困難であると分析したこと、強い関連性を持つ。すなわち、上記のような基本的価値観をめぐる紛争の処理にとって、ケア的なアプローチが有効な処方箋となる可能性がある。また、ケア的な問題解決アプローチに際しては、ケア的な視点が与えられた（典型的には二者択一等の、狭い）問題状況を換骨奪胎し、問題解決のための選択肢やリソースを拡大する、という機能に着目すべきと考えた。（このような抽象的・形式的な可能性は Carol Gilligan によって指摘されたものだが、遺憾ながらその後のケア理論はより実体的な価値主張を前面に押し出した結果、上記のケア理論の可能性は十分に発展していないと思われる。）

そして、ケア理論が構想する責任（便宜上「応答責任」と称する）は、ケアする者がケアされる者に対して応答し、気遣いをすべきという関係的な責任だが、この責任はきわめて関係依存的・固有名的なものと考えられており、また上記のように、（自己責任に親和的な）一般的な問題状況の理解をはみ出し、選択肢やリソースを拡大し、ケアの瞬間には自己責任を超える「法外な」具体的な責任として起動すると解される。他方で、応答責任は、ケアする者が適切な応答・気遣いをしなかったからといって事後的に何らかの物差しに照らして非難を受けるといったことがない責任と考えるべきである。すなわち、ケア理論が構想する責任は、結果責任の側面を持たない、純粋な行為責任であると観念できる。

### (2) アーキテクチャ概念と「管理責任」

対してアーキテクチャ概念をめぐる議論では、多くの論者が、アーキテクチャ的な、被治者に統治のテクノロジーを意識させない（したがって、管理された環境について、被治者は社会問題として主題化することを要しない）身体的な環境管理を是とするか否かという点に着目するが、本研究の視点からは、およそ社会制度設計の言説が秘教的なものでない限り、環境管理方法が一切の民主主義的決定を潜脱するという事は考えられず（同概念の提唱者である Lessig は、サイバースペースという、当面は法的言説が十分に浸透していない空間のアーキテクチャにおいて、そのような民主主義的チェックの機能不全を指摘した）、少なくとも上記議論は被治者が当該社会制度設計に参画する権利の問題ではなく、したがって現象記述の問題ではあっても、規範の問題として当面主題化する必要性は薄い、と考えるに至った。

むしろ、アーキテクチャ概念について、法哲学者の安藤馨氏が提唱した、環境設計者たる統治者に純粋な帰結主義的責任を負わせるという構想が、本研究との関係で示唆的である。すなわちアーキテクチャ概念から構想し得る責任（便宜上「管理責任」と称する）は、事後の結果を事前に十分に予測できない現代リスク論的状况において、行為時に提示されていない行為責任を、事後的に（生じた結果のみから）純粋な結果責任として負わせる特異な責任原理として機能し得る。

### (3) ゲーム・ケア・アーキテクチャ

以上のように、ケア・アーキテクチャ概念から導出される応答責任・管理責任は、ゲーム的な紛争処理における自己責任分配に対して、全く異なる新しい責任分配コミュニケーションのあり方を提示する。特徴的なのは、応答責任・管理責任のいずれも、本来自己責任を問われるべきであろう者（ケアされる者、被治者）の責任負担と異なる、関与者・状況設定者の責任負担を指示する点にある。これは、紛争処理においてしばしば発生する、自己責任原則の濫用・誤用による行為者への過大な責任負担を回避し、関係者を交えた責任の再分配を行うことで、社会的に本来あるべき行為者の自己責任水準を回復させるための道具概念として、上記諸概念が機能しうることを意味すると考える。

また、紛争処理手続を責任分配コミュニケーションと捉え、それを時間相関的に区分し、「(a) 責任分配コミュニケーション開始前／(b) 責任分配コミュニケーション中／(c) 責任分配コミュニケーション終了後」の図式で考えると、自己責任は(a)～(c)全時点において不変の責任分配を行うと考えられる一方、

応答責任は(b)時点における関与者の純粹行為責任(したがって、その責任分配は(c)まで延長されない)、管理責任は(b)時点における状況設定者の純粹結果責任(したがって、その責任分配は(a)時点において指示されていない)と図式化することが出来る。すなわち、きわめて単純化すれば、三つの責任概念は紛争処理手続係属中のみ全て顕在化し、紛争処理における責任分配コミュニケーションを一時的にのみ豊穡化するという、きわめて特徴的な働きをすることが明らかになった。

#### (4) 結論

以上、これら諸概念は、具体的紛争処理において、自己責任原則が過度に拡張されることにより当該原則の実効性が疑われる事態を緩和し、豊穡な責任分配コミュニケーションを可能にするとの結論に至った。この豊穡な責任分配コミュニケーションは、特に本研究が「ゲーム的」と評する、近代私法の原則が働きにくい領域、たとえば消費者法や労働法、いわゆる人格訴訟の紛争処理、法における現代的リスク管理等の領域において、大きな実効性を持ち得るものと推測する。

以上の研究成果を、2011年度法社会学会九州支部研究会にて報告した他、上記報告内容を、2012年度中に九州大学法学部紀要「法政研究」に投稿予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

上田竹志「民事紛争処理におけるゲーム・ケア・アーキテクチャ序論」法社会学会九州支部研究会(2011年9月17日)、九州大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等(なし)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

上田 竹志 (UEDA TAKESHI)  
九州大学・法学研究院・准教授  
研究者番号：80452803